

ID: 102

担当部署: 町民生活課

<b>処分の概要</b>	一般廃棄物の処理手数料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	大河原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第7条		
<b>例規番号</b>	昭和60年条例第15号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。 （手数料の減免）</p> <p>第7条 町長は、前条に規定する手数料について、生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受けている者その他特に必要と認められた者については、減免することができる。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日